

## ～屋久島町内の児童・生徒及び教職員が新型コロナウイルス感染した際の対応について～

屋久島町内の児童・生徒又は教職員に、新型コロナウイルス感染症の感染や濃厚接触者に該当する児童・生徒が認められた場合は、以下に示す対応を行います。町民の皆様におかれましては、感染拡大防止の徹底と心理的2次被害（偏見等）の防止について、御協力をお願いします。なお、島内の医療状況やPCR検査数の拡充を踏まえて、対応の内容を更新していることを御理解ください。

**新たな感染者の発生阻止**

**島内医療体制のひっ迫を回避**

児童・生徒又は教職員が感染（陽性）又は濃厚接触者に該当

第一次臨時休業措置（検査中、検査結果待ち状態）

町内の児童・生徒又は教職員において、新型コロナウイルス感染症の感染や濃厚接触者に該当する児童・生徒及び教職員が認められた場合は、感染経路や濃厚接触者の検査結果等が判明するまでを第一次臨時休業措置として、全ての小・中学校において、島内の医療体制をひっ迫させないという観点から即臨時休業を実施する。本期間を第一次臨時休業期間とします。（1～3日間程度）

第二次臨時休業措置については、PCR検査の結果を基に判断する。

① 【全て陰性の場合】→第二次臨時休業措置は実施しない。

濃厚接触者のPCR検査の結果が、全て陰性の場合、感染拡大防止の徹底を図りながら、教育活動を再開する。

② 【新たな感染（陽性）の児童・生徒又は教職員がいる場合】

→ 新たな濃厚接触者が判明し、PCR検査へ

※ 新たな陽性児童・生徒又は教職員や新たな濃厚接触者の人数や感染状況等に応じて、以下の順序で対応を検討します。

1 該当人数が少ない場合→該当児童・生徒及び兄弟姉妹の出席停止

2 該当人数が学級規模の場合→該当学級の学級閉鎖、臨時休業措置  
兄弟姉妹の出席停止

3 該当人数が学校全体に渡る場合→臨時休業措置

※ 3の判断の範囲については、該当学校→近隣学校→中学校校区等などが考えられる。

※ 陽性結果の児童・生徒数又は教職員が増えると自ずと濃厚接触者数も増加する。

※ **クラスターが発生した場合は、保健所と相談し、臨時休業を行う。（2週間程度）**

